

有毒化学物質情報の公開制度における市民の役割

——アメリカ合衆国の「地域住民の知る権利法」——

大 坂 恵 里

目次

はじめに

第一章 緊急対処計画及び地域住民の知る権利法

第一節 目的と背景

第二節 概要

第一項 州緊急対処委員会と地区緊急計画委員会の設置

第二項 包括的緊急対処計画策定のための報告

第三項 有害化学物質放出事故緊急報告

第四項 有害化学物質に関する報告

第五項 有毒化学物質放出目録のための定期報告

第六項 強制措置

第二章 市民の役割

第一節 市民訴訟の活用

有毒化学物質情報の公開制度における市民の役割（大坂恵里）

第一項 Atlantic States Legal Found., Inc. 対 Whiting Roll-up Door Mfg. Corp. 事件 ニューヨーク西部地区連邦地裁判決

第二項 Atlantic States Legal Found., Inc. 対 United Musical Instruments U.S.A., Inc. 事件 第六巡回区連邦控訴裁判決

第三項 Citizens for a Better Environment 対 Steel Co. 事件 第七巡回区連邦控訴裁判決

第四項 Steel Co. 対 Citizens for a Better Environment 事件 連邦最高裁判決

第五項 市民訴訟の意義

第二節 有毒化学物質情報の普及

第一項 R T K N E T

第二項 化学物質点数表

第三項 課題

むすび

はじめに

化学製品は、人間の生活に便利さと快適さを与えている反面、原料の生成という最初の段階から製品の廃棄という最後の段階に至るまで、環境中へさまざまな化学物質を放出する。それらの中には、人間の健康や環境にとって有害なものも少なくない。そのような有害化学物質を取り扱う者の近隣に居住する住民は、その種類や量等に関して一定の情報を得ることが必要であろう。また、危機管理という見地から、有害化学物質の放出事故時に緊急に対処するための制度が要請されるであろう。

一九九六年二月、経済協力開発機構（OECD）の理事会は、加盟各国に対して前記の構想を実現化する「環境汚

染物質排出・移動登録」(Pollutant Release and Transfer Register: PRTR)を導入するよう勧告した。OECEDは、PRTRとは、さまざまな排出源から排出または移動される潜在的に有害な汚染物質の目録(catalogue)もしくは登録簿(inventory)である、と定義している。日本では、通産省と環境庁がPRTR制度導入の検討を重ねた結果、一九九九年七月一三日、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」⁽¹⁾(以下、「化学物質管理促進法」と略する)が制定された。

PRTR制度は、米国において一九八六年に制定された「緊急対処計画及び地域住民の知る権利法」(Emergency Planning and Community Right-to-Know Act of 1986: EPCRA)⁽²⁾に基づく「有毒化学物質放出目録」(Toxic Release Inventory: TRI)制度を原型としている。日本でPRTR制度が本格的に運用される前に、制定・運用開始から十余年を経て、利点も欠点も明らかになっているEPCRAおよびTRI制度を検討することは有意義であろう。もっとも、EPCRAの内容や機能については、日本においてもすでに詳細な検討がなされているので、本稿ではその部分を大幅に割愛し、同法において市民がいかなる役割を果たしているのか、という観点から論じるつもりである⁽³⁾。

筆者がEPCRAにおける市民の役割に注目するのは理由がある。EPCRA制定により、全米の化学物質総使用量が大幅に減少したが、それは、同法の報告対象とされた企業が、使用している化学物質とその量が市民の目にさらされることで、「汚染企業」としてイメージダウンすることをおそれたからに他ならない。これは、ある意味で消極的な効果といえるが、市民団体が中心となつて、より積極的にEPCRAを活用している事例もある。一例として、あるコミュニティでは、EPCRAに違反した企業との間に有利な協定を結んでいる。また、EPCRAの報告義務によつて集まったデータを、より簡便で利用しやすい独自のデータベースにまとめ、無料で公開し、市民に有害化学物質の危険性について警鐘を鳴らしている団体もある。この点、第二章において詳細に論ずるが、その前に、

第一章ではEPCRAが制定されるに至った社会的背景、立法過程、そして内容について概観する。

第一章 緊急対処計画及び地域住民の知る権利法

第一節 目的と背景

EPCRAは、「スーパーファンド法修正及び再授權法」(Superfund Amendment and Reauthorization Act of 1986: SARA)⁽⁴⁾の第三編としても知られているが、スーパーファンド法⁽⁵⁾とは別個の内容である。⁽⁶⁾同法は、①有害化学物質の放出事故から生じる損害を最小限にするために、報告された情報を用いて地域レベルの緊急対処計画(Emergency Planning)を作成すること、そして②有害化学物質の存在および放出に関する正確かつ信頼性のある情報を収集して、その情報を地域レベルで得られるようにするために知る権利(Right-to-Know)を確立すること、の二点を目的としている。

一九八四年二月三日未明、インドのボパールにおいて、米国ユニオン・カーバイド社の子会社であるインド・ユニオン・カーバイド社の化学工場から四〇トンのメチルイソシアネートが空气中に放出したことにより、二千人以上の死者と二十万人以上の負傷者が出た。また、一九八五年八月一日にも、ウエストヴァージニア州のインステイテュートにおいて、ユニオン・カーバイド社の化学工場から有毒ガスが漏出したことにより、一三〇人以上が治療を要した。⁽⁷⁾

ボパール事件の発生前、有害物質に関する市民やマスコミの懸念は、有害廃棄物処分場からの有害物質の放出による環境汚染問題に集中していた。一九八〇年に制定されたスーパーファンド法は、有害廃棄物により汚染された土壌を浄化する基金の設立を主な目的の一つとしていたが、同法は五年間の時限立法であり、一九八五年の連邦議会で

は、同法の再受権が考慮されていた。そのような状況下で、ボパール事件を契機として、化学物質に関わる事故への緊急対処に関するさまざまな条項やコミュニティに存在する化学物質についての情報を市民が得られるようにする条項を含んだ法案が、次々と連邦議会に上程された。⁽⁸⁾ Lautenberg 上院議員もそのような法案の一起草者であり、上院法案五一番「スーパーファンド改善法案」(Superfund Improvement Act of 1985)⁽⁹⁾ が上院本議会において検討される中、彼が提出した、地域住民の緊急準備および対処を改善する内容の上院修正案六三八番⁽¹⁰⁾が、一九九五年九月一八日に口頭投票により認められた。同月二六日、上院法案五一番は、下院本会議を四一三対〇で通過した後に上院に送られていた下院法案二〇〇五番⁽¹¹⁾に挿入されて下院法案二〇〇五番上院修正案になり、上院本会議を八六対一三で通過し、下院に送られた。一方、下院法案二八一七番「スーパーファンド修正案」(Superfund Amendment Act of 1985)⁽¹²⁾ は、第三編に別個の法律として「地域住民の知る権利及び緊急対処計画」を起草していた。下院本議会は、下院法案二〇〇五番上院修正案も下院法案二八一七番も、コミュニティに存在する有害化学物質に関する重要な情報を公衆に提供し、有害化学物質の放出時に市民を守る緊急対処計画および報告義務を創設するためにプログラムを確立しようという趣旨に違いはないと確認したうえで、独立の法条文としてプログラムを創設するという下院法案二八一七番のアプローチを採用し、両法案から実体的条項を組み合わせて、下院法案二〇〇五番上院修正案の第三編に「緊急対処計画及び地域住民の知る権利」としてまとめた。同年二月一〇日、下院は、両院協議会の開催を上院に要求し、一九八六年二月七日、上院はその要求に応じた。両院協議会は、下院法案二〇〇五番上院修正案をさらに修正した後、同年一〇月三日、両院に報告書を提出した。報告書は、同日中に上院において八八対八で承認され、下院においても同月八日に三八六対二七で承認された。同日、下院法案二〇〇五番上院修正案は両院を通過、浄書され、大統領に提出された。そして一九八六年一〇月一七日、大統領の署名を受けて、SARAの第三編としてEPCRAが成

立したのである。

第二節 概要

既述のとおり、EPCRAは、緊急対処計画の作成ならびに有害化学物質に関する情報を知る権利の確立を目的としている。そこで同法は、米国内の有害化学物質を扱う施設に対して、緊急対処のために①緊急対処計画策定のための報告と②有害化学物質放出事故緊急報告を、知る権利のために③有害化学物質に関する報告と④有害化学物質放出目録のための定期報告を義務づけている。そして報告された有害化学物質情報は、市民に公開されることが原則となっている。⁽¹³⁾

第一項 州緊急対処委員会と地区緊急計画委員会の設置

各州知事は、緊急対処の専門家から構成される州緊急対処委員会 (State Emergency Response Commission: SERC) を設置する。SERCは、緊急計画地区を選定し、各地区に地区緊急計画委員会 (Local Emergency Planning Committee: LEPC) を設置しなければならない。⁽¹⁴⁾ 包括的緊急対処計画 (comprehensive emergency response plan) を策定⁽¹⁵⁾し、毎年再検討を行うのはLEPCの役割であり、そのメンバーには、少なくとも、①州および地方自治体から選出された職員、②法執行官、民間防衛組織、消防署、緊急医療機関、保健機関、地域の環境保護機関、病院、輸送機関、③放送および出版媒体、④市民グループ、⑤同法の対象となる施設の所有者・管理者、が含まなければならない⁽¹⁶⁾いとされているので、市民は自己の居住する地域の安全に関わる計画の策定に最初の段階から関与できる。

第二項 包括的緊急対処計画策定のための報告

包括的緊急対処計画策定のための報告の対象となるのは、連邦環境保護庁 (Environmental Protection Agency:

EPA) によって公表された特別危険物質 (extremely hazardous substances) 表に記載された物質を、計画基準量 (threshold planning quantity) をこえて保有する施設である⁽¹⁸⁾。対象施設の所有者・管理者は、一九八七年五月十七日までに、自己の施設が EPCRA の対象となることを SERC に報告するように義務づけられた。また、新たに特別危険物質表記載の物質を計画基準量をこえて施設に保有することになった場合は保有の日より、すでに保有している物質が特別危険物質に特定された場合は改正の日より、六十日以内に SERC および LEPC に報告しなければならない⁽¹⁹⁾。

包括的緊急対処計画は、少なくとも、①対象施設・特別危険物質表記載の物質の輸送ルート・対象施設の近隣施設の確認、②特別危険物質表記載の物質が放出した場合の、施設の所有者・管理者、地区の緊急対処機関、医療関係者の対処方法・手続、③計画実施に必要な決定を下す地区緊急対処コーディネーター・施設緊急対処コーディネーターの任命、④事故が発生した場合、地区緊急対処コーディネーター・施設緊急対処コーディネーターが計画所定者・公衆に緊急事態を報告するための手続、⑤事故の発生ならびに事故で影響を受ける地区・人々の測定方法、⑥地区・各施設で緊急時に利用する設備・施設の詳細ならびにそのような設備・施設の責任者の確認、⑦避難計画、⑧訓練計画、⑨計画の実施方法・実施スケジュール、を含まなければならない⁽²⁰⁾。SERC は、包括的緊急対処計画を審査し、州内の地区で策定されるすべての計画を調整しなければならない⁽²¹⁾。

第三項 有害化学物質放出事故緊急報告

職業安全衛生法 (Occupational Safety and Health Act: OSHA)⁽²²⁾ で規定されている有害化学物質 (hazardous substance)⁽²³⁾ を製造・貯蔵・使用している施設から、特別危険物質表に記載された物質あるいはスーパーファンド法上の有害物質 (hazardous substance)⁽²⁴⁾ が、要報告量 (reportable quantity) をこえて放出された場合、当該施設の所有

有害化学物質情報の公開制度における市民の役割 (大坂恵里)

者・管理者は、放出の影響を受けるであろうLEPCの緊急対処コーディネーターおよびSERCに速やかに報告する義務を負う⁽²⁵⁾。報告の内容は、①化学物質の名称または種類、②特別危険物質の有無、③放出量、④放出時刻と期間、⑤放出される媒体(大気・水・土壌)、⑥健康への急性・慢性の影響と、被曝者に対する医療上の助言、⑦適切な予防措置、⑧放出後の情報報告者の名前と電話番号である⁽²⁶⁾。

その後、当該施設の所有者・管理者は、LEPCおよびSERCに緊急放出事後届出書(follow-up emergency notice)を提出しなければならない⁽²⁷⁾。

第四項 有害化学物質に関する報告

(一) 物質安全データ表の提出

①OSHAにより物質安全データ表(material safety data sheet: MSDS)の提出を義務づけられ、②有害化学物質については五百ポンド以上あるいは特別危険物質表に記載されている計画基準量以上、その他の有害物質については一万ポンド以上保有している施設の所有者・管理者は、SERC・LEPC・管轄消防庁に、MSDSまたは健康への影響毎に分類した施設内に存在するすべての化学物質の一覧表を提出しなければならない⁽²⁸⁾。

(二) 緊急有害化学物質目録の提出

MSDSの提出義務を有する者は、毎年、緊急有害化学物質目録書式(emergency and hazardous chemical inventory form)をSERCおよびLEPC、管轄消防庁に提出することを義務づけられている⁽²⁹⁾。EPAにより作成された同書式には、第一段階書式(Tier I)と第二段階書式(Tier II)の二種類がある。

第二段階書式で要求される情報は、分類毎の有害化学物質(hazardous chemical)の①過去一年間の最大保有量、

②過去一年間の一日平均保有量、③通常の所在、等であり、これらは無条件に公開される⁽³⁰⁾。

第二段階書式は、当局から請求があつた場合に提出を義務づけられる。第二段階書式で要求される情報は、①MS D S記載の各物質の名称、②有害化学物質の過去一年間の最大保有量、③有害化学物質の過去一年間の一日平均保有量、④有害化学物質の貯蔵態様、⑤有害化学物質の所在、⑥特定の有害化学物質の所在に関する情報の秘匿意思の有無である⁽³¹⁾。第二段階書式の情報も開示請求によって得ることができ⁽³²⁾。

第五項 有害化学物質放出目録のための定期報告

①米国基準産業分類 (Standard Industrial Classification) の二〇から三九に含まれる事業活動⁽³³⁾をしている施設であり、②常時十人以上の常勤従業員がおり、③EPCRA三二三条の対象となる有害化学物質・有害化学物質群 (toxic chemicals and chemical categories)⁽³⁴⁾を、年二万五千ポンドをこえて製造・加工しているか⁽³⁵⁾、年一万ポンドをこえてその他の方法で使用している施設の所有者・管理者は、毎年七月一日までに、EPAが作成する有害化学物質放出フォーム (The Toxic Chemical Release Reporting Form: Form R) を完成させ、EPAおよび州知事に提出すること⁽³⁶⁾を義務づけられている。一九九四年からは、連邦施設も米国基準産業分類に関係なく報告を義務づけられ、さらに一九九七年五月、七つの新たな産業部門⁽³⁷⁾が一九九八年度以降の情報を報告することを義務づけられた⁽³⁸⁾。

フォームRに記入する情報は、(1)物質の秘匿意思や名称・所在地・事業内容などの施設自体に関する情報と、(2)有害化学物質に関する情報、に分けられている。有害化学物質に関する情報には、①有害化学物質あるいは混合化合物の名称等、②施設での当該有害化学物質に関わる活動とその利用方法、③当該有害化学物質の年間最大保有量、④当該有害化学物質が各環境媒体 (大気・水・土壌) へ入りこむ量とその算定基準、⑤施設の外へ輸送した廃棄物中の有害化学物質の処分地・輸送量とその算定方法・処分方法、⑥敷地内での処分方法および効率性、があり、さらに一九九〇年汚染防止法 (Pollution Prevention Act of 1990)⁽³⁹⁾により、⑦前年度に行われたすべての有害化学物質の使用・

排出抑制およびリサイクル活動に関する情報とエネルギー回収のために利用された有毒化学物質に関する情報が要求されるようになった。

一九九五年より、EPCRA三一三条の対象となる有毒化学物質・有毒化学物質群の年間報告量 (annual reportable amount) が五百ポンドをこえず、製造・加工・使用量が一万ポンドをこえないという条件をみたす施設は、フォームRよりも簡略な書式の認証書 (certificate statement) であるフォームA (The Alternate Toxic Chemical Release Inventory Form: Form A) を提出できることになった。⁽⁴⁰⁾ 年間報告量とは、施設で放出され、廃棄され、処理され、リサイクル活動の結果として回収され、エネルギー回収を目的として燃焼された量の総計と、リサイクル・エネルギー回収・処理・廃棄を目的として施設外へ移動した量を合わせた量である。

EPAは、提出された情報にもとづいた有毒化学物質放出目録データベースを設置・維持し、国民が費用自己負担でアクセスできるようにすることを義務づけられている。⁽⁴¹⁾

第六項 強制措置

EPCRAは、報告に関する違反に対して、厳しい強制措置を規定している。

(一) 包括的緊急対処計画に関する強制措置

EPAは、包括的緊急対処計画策定のための報告義務に従わない、または施設緊急対処コーディネーターを選任しない施設の所有者・管理者に対して、義務を履行するように命ずることができる。当該施設の所在する地区の連邦地裁が命令を執行する管轄権を有し、その命令に違反する者または命令を履行しない者は、違反の日一日ごとに二万七五〇〇ドルを上限とする過料を課される。⁽⁴²⁾

州または地方自治体は、包括的緊急対処計画策定のための報告義務に従わない施設の所有者・管理者に対して、当

該施設の所在する地区の連邦地裁において、民事訴訟を提起することができる⁽⁴³⁾。SERCまたはLEPCは、施設緊急対処コーディネーターを選任しない施設の所有者・管理者に対して、当該施設の所在する地区の連邦地裁において、民事訴訟を提起できる⁽⁴⁴⁾。

(二) 有害化学物質放出事故緊急報告に関する強制措置

有害化学物質放出事故緊急報告義務に違反した場合は、違反一件につき二万七五〇〇ドルを上限とする過料を課される⁽⁴⁵⁾。当該違反が継続している間は、一日毎に二万七五〇〇ドルを上限とする過料を課され、さらに、二次的または後続の(second or subsequent)違反の場合には、当該違反が継続している間、一日毎に八万二五〇〇ドルを上限とする過料を課される⁽⁴⁶⁾。過料の額については、EPA自らが評価を下すか、あるいは当該施設の所在する地区の連邦地裁に訴訟を提起して司法的な評価を得る⁽⁴⁷⁾。

事情を知りつつ故意に違反した者に対しては、二万五〇〇〇ドルを上限とする科料あるいは二年以下の禁固刑、二回目以降の違反については五万ドルを上限とする科料および、または五年以下の禁固刑が科される⁽⁴⁸⁾。

また、緊急放出事後届出書の提出の不履行につき、当該施設の所有者・管理者に対して、当該施設の所在する地区の連邦地裁において市民訴訟の提起が可能である⁽⁴⁹⁾。

(三) 緊急有害化学物質目録・有害化学物質放出目録に関する強制措置

緊急有害化学物質目録または有害化学物質放出目録のための報告義務に違反した者は、一件につき二万七五〇〇ドルを上限とする過料を課される⁽⁵⁰⁾。また、MSDSの提出義務に違反する者、化学物質情報を求める医療関係者に対して情報を提供しない者は、当該違反が継続している間、一件につき一万一〇〇〇ドルを上限とする過料を課される⁽⁵¹⁾。前記違反については、当該違反が継続している間、一日毎に同額の過料が課される⁽⁵²⁾。過料の額については、EPA自

らが評価を下すか、あるいは当該施設の所在する地区の連邦地裁に訴訟を提起して司法的な評価を得る。化学物質情報を求める医療関係者自らが、情報を提供しない施設の所有者・管理者に対して、当該施設の所在する地区の連邦地裁において民事訴訟を提起することも可能である。⁽⁵⁴⁾

州もしくは地方自治体は、MSDSの提出または緊急有害化学物質目録の報告の不履行につき、あるいは、SERCもしくはLEPCは、緊急有害化学物質目録のための第二段階目録の提出の不履行につき、当該施設の所有者・管理者に対して、当該施設の所在する地区の連邦地裁において民事訴訟を提起することが可能である。⁽⁵⁵⁾

①MSDSの提出または緊急有害化学物質目録もしくは有毒化学物質放出目録のための第一段階目録の報告の不履行につき、当該施設の所有者・管理者に対して、②緊急有害化学物質目録または有毒化学物質放出目録のための必要書式を公布すること、有毒化学物質の追加・削除請求について一八〇日以内に対処すること、データベースを設置すること、の不履行につき、EPAに対して、③EPCRA情報へのアクセスのための機構の提供の不履行につき、EPA、州またはSERCに対して、④第二段階目録情報の請求への応対の不履行につき、州またはSERCに対して、市民訴訟の提起が可能である。⁽⁵⁶⁾ EPAに対する訴訟についてはコロンビア特別地区連邦地裁が、その他に対する場合には、各地区の連邦地裁が管轄権を有する。⁽⁵⁷⁾

(四) 企業秘密に関する強制措置

化学物質の特定 (Chemical identity) の非公開を望む施設の所有者・管理者は、①LEPCの構成員、連邦・州・地方自治体の職員、自己の施設の従業員、守秘義務を課された者の他には事前に開示されていない情報であること、②当該情報が、他の連邦法・州法のもとで公開され、利用可能にされることを要請されていないこと、③当該情報の

開示により、競争上実質的に不利益を被ることが予想されること、④化学物質がリバースエンジニアリングによって容易に明らかにされるものでないこと、の証明を条件に、企業秘密として化学物質の特定を非公開とすることができ⁽⁵⁸⁾る。

化学物質の特定の非公開を求める請求が不真面目な (frivolous) ものであった場合に、請求者は、請求一件につき二万七五〇〇ドルを上限とする過料を課される⁽⁵⁹⁾。過料の額については、EPA自らが評価を下すか、あるいは当該施設の所在する地区の連邦地裁に訴訟を提起して司法的な評価を得る⁽⁶⁰⁾。

また、事情を知りつつ故意に非公開情報を開示した者は、訴追された場合、二万ドルを上限とする料料もしくは五年以下の禁固刑、またはその両方を科され⁽⁶¹⁾うる。

州は、EPAに対して、州への非公開情報の提供の不履行につき、コロンビア特別地区連邦地裁において民事訴訟を提起し⁽⁶²⁾うる。

化学物質の特定の非公開規定を公布しない場合、そして非公開を求める請求の受理から九ヶ月以内に決定が下されない場合には、EPAに対して、コロンビア特別地区連邦地裁において市民訴訟を提起し⁽⁶³⁾うる。

第二章 市民の役割

第一節 市民訴訟の活用

連邦環境法の中で市民訴訟条項を初めて取り入れたのは、一九七〇年大気浄化法 (Clean Air Act of 1970) である。同法三〇四条は、市民が環境法規違反を発見し、法執行機関や裁判所の注意を喚起する有用な役割を担い⁽⁶⁴⁾うるとい⁽⁶⁵⁾う、当時の連邦議会が市民に対して抱いていた期待が下地となっている。それ以来、ほぼ全ての連邦環境法が、同

法三〇四条の文言をモデルとした市民訴訟条項を取り入れてきた。⁽⁶⁴⁾ それらの市民訴訟条項は、概ね、①EPAによる基準や命令に違反していると主張される者に対して市民が訴訟を提起することを認め、また、②裁量の範囲外にある義務の履行を怠ったEPA長官に対して誰でも訴訟を提起することができる⁽⁶⁵⁾と規定している。

EPCRAのもとで市民訴訟を提起しようとする者には、三つの制限が課されている。第一に、施設の所有者・管理者に対しては主張される違反が生じた地区の連邦地裁へ、EPAに対してはコロンビア特別区連邦地裁へ提起しなければならぬ⁽⁶⁶⁾。第二に、提訴の六十日以上前に、違反事実を相手方に通知しなければならぬ⁽⁶⁷⁾。第三に、申し立てられた違反に対して、EPAが何らかの措置を講じたときは、訴訟を提起することができなくなる⁽⁶⁸⁾。裁判所は、義務を履行しない施設の所有者・管理者に対して、義務の履行を命じ、過料を課しうる⁽⁶⁹⁾。また、裁判所は、勝訴した側には合理的な弁護士報酬および専門家証人費用を含む訴訟費用を認定することができる⁽⁶⁹⁾。

市民訴訟は全く過去の違反に対しても提起できるのか。この問題は、多くの米国環境保護法において議論の対象となっており、EPCRAにおいても例外ではない。水質汚濁防止法については、Gwaltney 対 Chesapeake Bay Found. 事件⁽⁷⁰⁾において、ヴァージニア東部地区連邦地裁⁽⁷¹⁾ならびに第四巡回区連邦控訴裁⁽⁷²⁾において認められた過去の違反に対する市民訴訟を、一九八七年に連邦最高裁が否定した⁽⁷³⁾。同事件におけるマーシャル裁判官による法廷意見は、以下のとおりである。水質汚濁防止法五〇五条 a 項の「違反の状態にある」(to be in violation) という文言から、市民は、継続的または切迫した違反状態にあることを主張しなければならぬ。この現在時制は、a 項のみならず、五〇五条全体で用いられている。六十日間の通知条項の目的は、市民訴訟を提起する必要がなくなるよう、施設に法を遵守する機会を与えるためであった。市民訴訟は政府による措置を補完するものであり、もし過去の違反に対する市民訴訟が認められたならば、その役割が損なわれる可能性がある。なぜなら、そのような訴訟は公共の利益のために

同法を強制する政府の裁量に立ちいるかもしれないからである。立法過程に照らすと、同法は、汚染を止めさせ、継続的または切迫した違反を禁ずることを意図していたのであって、全く過去の違反を矯正することを意図していたのではなく。

Gwaltney 事件判決後の一九九〇年、大気浄化法は、六十日間の通知条項を残す一方で、過去の違反に対する市民訴訟を認める改正を行った。⁽⁷⁵⁾

第一項 Atlantic States Legal Found., Inc. 対 Whiting Roll-up Door Mfg. Corp. 事件ニューヨーク西部地区連邦地裁判決⁽⁷⁶⁾

本件は、過去のEPCRA違反に対する市民訴訟の可否について初めて判断された事件である。

Atlantic States Legal Found., Inc. (ASLF) は非営利の環境保護団体である。一九九〇年五月二五日、Whiting Roll-up Door Manufacturing Corp. (Whiting) は、ASLFから同月一五日付の通告書を受け取った。そこには、WhitingがEPCRA三一一、三一二、三二三条所定の報告を怠っているため、ASLFは六十日間の待機期間経過後にWhitingを訴える、という内容が記されていた。そこでWhitingは、関係機関に対してそれまで怠っていた報告を過去に遡って行い、ASLFに対しても同年八月二日に報告書のコピーを送った。同年十月三十日、ニューヨーク西部地区連邦地裁において、ASLFはWhitingに対する訴訟を開始した。Whitingは、EPCRAは全く過去の違反に対する市民訴訟を認めていないこと、訴訟提起以前に報告を行ったので、裁判所は裁判権を欠くこと、EPCRAは全く過去の違反に対する市民訴訟を認めていないこと、を理由に、訴え却下の申立てを行った。

Skratny 裁判官は、以下の理由に基づいて、全く過去のEPCRA違反に対する市民訴訟は認められると判示した。第一に、EPCRAの明白な文言から、三一一から三二三条の報告期限は必須要件であり、その違反はEPCR

Aの下で請求を成り立たせるに十分な不履行となりうる。第二に、立法経過から明らかのように、EPCRAには、公衆が地域の有害化学物質に関する情報に対してアクセスできるようにすること、その情報を用いて有害化学物質の放出時にそなえた緊急対処計画を策定・運用すること、という二つの基本目的があり、その達成は、正確な現在の情報を得るかどうかによるのであり、報告の遅滞は、その土台を崩す。第三に、Gwaltney事件連邦最高裁判決は、本件と異なる。まず、EPCRAの市民訴訟条項の文言は、水質汚濁防止法の文言と異なるからである。EPCRA三二六条が、EPCRAの報告義務に従うことへの施設の所有者・管理者の「不履行」に関して市民訴訟を認めている一方で、水質汚濁防止法五〇五条は、同法の「違反の状態にあると主張される」者に対して市民訴訟を認めている。EPCRAの市民訴訟条項を自然に解釈すると、少なくとも過去の行為も含むように思われるが、一方、水質汚濁防止法の市民訴訟条項は、連邦最高裁が判断したように、将来の救済（prospective relief）のみを示している。さらに、水質汚濁防止法五〇五条と異なり、EPCRA三二六条は、市民訴訟を継続中または周期的な違反のみに限定して適用することを示しうる現在時制を用いていないからである。また、EPCRA三二六条は水質汚濁防止法と同様に通知条項を含んでいるが、近時、連邦議会は、大気浄化法の市民訴訟条項を、通知条項を残しながら過去の違反に対する市民訴訟を認めるように改正した。それゆえ、Gwaltney事件判決における、水質汚濁防止法の通知条項の存在は市民訴訟が過去の違反に対しても認められるという解釈とは調和しない、とする法廷意見の論議の重要性を弱める。

Whiting, Roll-up Door 事件判決後、三件の類似事件において同様の判断が下された。⁽²⁷⁾しかし、次の事件において、EPCRAの市民訴訟条項は全く過去のEPCRA違反に対して訴えることを認めていない、という判断がなされた。

第二項 Atlantic States Legal Found., Inc. 対 United Musical Instruments U.S.A., Inc. 事件第六巡回区連邦控訴裁判決⁽⁷⁸⁾

原告 Atlantic States Legal Found., Inc. は、一九九二年七月十七日、被告 United Musical Instruments U.S.A., Inc. (United) に対して、同社がEPCRA三二三条所定の報告を怠っていることを理由に、同社を訴えるつもりであることを通告した。一九九三年七月二日、ASLFは、一九八八年から一九九一年の間、UnitedがフォームRを適時に提出することを怠ったとして、宣言的判決、差止命令による救済、過料の賦課、弁護士費用を求める訴状を提出した。なお訴状は、Unitedが、通告書受領後に義務づけられた報告をすべて行ったということを認めている。Unitedは、該当する出訴期限法が当該訴えを禁じていること、ASLFがEPCRAの管轄要件に従わなかったこと、地裁は裁判権を欠くこと、訴状は争訟性を欠くこと、を主張して、訴え却下の申立てを行った。

第一審において、オハイオ北部地区連邦地裁のAldrich裁判官は、オハイオ州の出訴期限法に基づいて、ASLFの訴えが出訴期限を経過していると判断して訴えを却下した。ASLFは第六巡回区連邦控訴裁に控訴した。

控訴審において、Unitedは、EPCRAの市民訴訟条項は全く過去のEPCRA違反に対して訴えることを認めていない、という原審とは他の理由で、原判決を維持するよう主張した。Norris裁判官は、以下の理由に基づいて、Unitedの主張に同意して原判決を維持した。第一に、EPCRAの明白な文言から、EPCRA三二三条は期日までにフォームRを提出することを義務づけているが、EPCRA三二六条は、フォームRを完成して提出することを強調している。当該フォームは、適時に提出されていなくとも、完成され提出されている。そして、もし連邦議会が、報告遅滞のような違反に対しても市民訴訟を認める意図があったなら、簡単にそうできたはずである。例えばEPAによる強制措置を規定した三二五条と比較して、連邦議会は、原告となる市民に同様の広い権限を与えるより

も、むしろ、フォーム提出の不履行が市民訴訟を生じさせるということを強調することによって市民訴訟を限定した。連邦議会は、報告遅滞のような違反に対して市民訴訟を認めていない。第二に、水質汚濁防止法が全く過去の違反に対する市民訴訟を認めていないと判示した *Gwaltney* 事件連邦最高裁判決は、前記の解釈を支持する。水質汚濁防止法の市民訴訟条項の文言と EPCRA の文言が異なるとの ASLF の主張は、*Gwaltney* 事件判決で述べたように、連邦議会は過去に向けた文言で市民訴訟の要件を規定できたにもかかわらず、そうしなかったということを理由に、否定される。そして、*Gwaltney* 事件判決後の大気浄化法改正が *Gwaltney* 事件判決の合理性を弱めるとの ASLF の主張も、連邦議会在 EPCRA を大気浄化法と同様に改正しなかったことが、市民訴訟の対象を訴訟提起時に存在する違反に限定する意図であるので、否定される。さらに、*Gwaltney* 事件判決において市民訴訟の補充的役割に関して論じられた部分が、EPCRA にも適用される。第三に、ASLF は、EPCRA の立法経過が全く過去の違反に対する市民訴訟を認めている証拠であると主張するが、EPCRA の立法経過から明らかなのは、公衆が有害化学物質の放出にそなえた緊急対処計画の策定に用いるための情報を受け取ることが重要である、と連邦議会在考えたということだけである。情報を提供するフォームが提出されたからには、連邦議会の目的は達せられたのであり、訴訟は必要ではない。

United Musical Instruments 事件判決により、それまでの連邦地裁レベルでの EPCRA の市民訴訟条項の解釈に関するコンセンサスは崩れたが、第七巡回区連邦控訴裁は、次の事件で第六巡回区連邦控訴裁とは正反対の結論を下した。

第三項 *Citizens for a Better Environment* 対 *Steel Co.* 事件第七巡回区連邦控訴裁判決⁽⁷⁹⁾

原告 *Citizens for a Better Environment (CBE)* は、非営利の環境保護団体である。一九九五年三月一六日、CBE

は、被告 Steel Co. (Steel) が EPCRA の三二二条、三二三条所定の報告を行なっていないとして、Steel、EPA、イリノイ州の關係官庁に、通告書を送った。Steel は、通告書受領後、關係機関に対して、一九八八年以来怠っていた報告をすべて行った。EPA は Steel を提訴しなかったもので、六十日間の待機期間経過後の一九九五年八月七日、CBE はイリノイ北部地区連邦地裁に訴えを提起した。Steel は、訴訟提起以前に報告を行ったので、裁判所は裁判権を欠くこと、EPCRA は全く過去の違反に対する市民訴訟を認めていないので、原告の主張は救済が与えられないものであること、を理由に、訴え却下の申立てを行った。

第一審において、Marovich 裁判官は、United Musical Instruments 事件連邦控訴裁判決にならって、Steel が、CBE が提訴するまでに、義務づけられた報告書式を完成・提出したので、EPCRA 三二六条に基づく市民訴訟は禁止される、と判示した。CBE は、第七巡回区連邦控訴裁判に控訴した。

Evans 裁判官は、本件には Gwaltney 事件連邦最高裁判決を直接に適用するよりも、むしろその解釈方法を適用すると宣言した。そして以下の理由に基づいて、EPCRA の市民訴訟条項は、全く過去の EPCRA 違反に対して訴えることを認めていると判示し、原判決を破棄、差戻した。第一に、EPCRA の市民訴訟条項の文言は、水質汚濁防止法の文言とは異なる。なぜなら、EPCRA の文言は時制の制限を全く含まない。つまり、何かを「行うことの不履行」(failure to do) は過去または現在の不履行を示しうるからである。「完成して提出する」(complete and submit) という言葉を強調した United Musical Instruments 事件判決には同意しない。連邦議会は理由があつて三二二条および三二三条「の下で」(under) という言葉を含めた、と推測しなければならない。条項「の下で」のもっとも自然的な解釈は、条項「の要件に従つて」(in accordance with the requirements of) であり、そこには提出の期日も含まれる。第二に、EPCRA は、水質汚濁防止法の「発生してゐる」(is occurring) という文言をどこにも含んで

いない。市民訴訟を継続中の違反に限定する文言を欠くこと、そして連邦議会が特に過去の違反に関する文言を選択したことが、市民による訴えが提起された時点で継続していない違反に対して、EPCRAの下で訴因が存在することを示している。第三に、Gwaltney事件判決における六十日間の通知条項についての議論についても、大気浄化法が、通知条項を残しつつ過去の違反に対する市民訴訟を認めるよう改正されたことにより、もはや反論し難いものではなくなった。通知は、市民が違反の存在について誤って認識している場合に、違反しているとされる者に市民側の情報を正す機会を与える。違反者に対して、遅れた報告を提出することで、その過料の額を最小限にする機会を与える。EPAに強制措置をとる機会を与える。違反者に対して、EPAまたは市民との和解交渉に入る機会・インセンティヴを与える。第四に、我々は、全体として市民訴訟条項に意味を与える方法で、同条項の文言を解釈しなければならぬ。地裁の解釈は、市民訴訟条項をほとんど無意味(virtually meaningless)にする。市民訴訟が、遅れてもフォームを「完成して提出する」ことによって完全に妨げられたなら、市民はEPCRAについて学んだり、疑わしい違反者を調査したり、情報を分析したりするコストを負うインセンティヴを失うことになる。United Musical Instruments事件判決の解釈に従えば、市民は、通知後も違反を正さない者に対してのみ訴訟手続を進めることができるのであつて、これは、EPCRAの遵守に関わる費用を規制される側の産業界(regulated industrial users)から私人へと転換することになる。市民訴訟の数は疑いなく減ることになる。このシナリオは、連邦議会の意図あるいは市民訴訟条項の存在そのものに調和しない。

以上のように、事案が類似している二件で異なる判断が下されたため、連邦最高裁はSteel⁽⁸⁰⁾の上訴を受理し、全く過去のEPCRA違反に対する市民訴訟の可否について判断することになった。なお、第七巡回区連邦控訴裁判判決後、連邦地裁レベルではあるが、三件の類似事件において、EPCRAの市民訴訟条項は、全く過去のEPCRA違

反に對して訴えることを認めている、との判断が下された。⁽⁸¹⁾

第四項 Steel Co. 対 Citizens for a Better Environment 事件連邦最高裁判決⁽⁸²⁾

Steel は、上訴状および上訴趣意書において、CBE には訴えの利益がないとする主張を行った。⁽⁸³⁾ 連邦最高裁における法廷意見は、CBE が求めた救済のいずれも、CBE が事実上の損害と称するものをおそらく救済しないので、CBE は当該訴訟を提起する訴えの利益を欠き、連邦裁判所は当該訴訟を審理する裁判権を欠くのであり、そして、EPCRA の市民訴訟条項が全く過去の EPCRA 違反に對して訴えることを認めているか否かという問題については、早急に解決されることがどんなに望ましかろうとも、合衆国の権力分立制度において裁判所に課された憲法上の制限を遵守することは重要ではないので、解決は他日を待たなければならない、と判示した。⁽⁸⁴⁾ 結論として、原判決は破棄され、本件は訴状が却下されるように指示を付されて差戻された。

スカリア裁判官による法廷意見⁽⁸⁵⁾の詳細は、以下のとおりである。

EPCRA の市民訴訟条項が全く過去の違反に對して訴えることを認めているか、という問題は、本法廷が「裁判権を有する」(jurisdictional) 問題ではなく、したがって、CBE が訴えの利益を有するか否かという問題と同様に最初に解決されるべきものではない。⁽⁸⁶⁾ 少なくとも①実体的事項の問題がより容易に解決され、そして②実体的事項に関して優勢な当事者が裁判権を否定されたとしても同じく優勢であろう場合に、裁判権について異議があっても、実体的事項の問題にすぐに進むことが適当であるという立場が、いくつかの控訴裁判所によつて受け入れられているが、法廷意見は、そのような「仮設的裁判権」(hypothetical jurisdiction) の理論を支持することを拒否する。なぜなら、それは裁判所に授權された司法行為の限界を越えさせるからであり、そして権力分立の基本原則を害するからである。

「憲法上最小限の訴えの利益」(irreducible constitutional minimum of standing)は、事実上の損害、因果関係、救済可能性、の三つの要件を含む。

CBEは、CBEおよびそのメンバーに対する事実上の損害として、Steelが適時にEPCRAの情報を提供することを怠ったこと、そしてその不履行の影響が長引くことを主張している。我々は、EPCRAに基づいて開示されるべき情報を奪われることが——あるいは少なくともある者がその情報を利用するための特定の計画を有している場合にそれを奪われることが——合衆国憲法第三編を満たす具体的な事実上の損害であるか否かを判断する機会を有したことがない。そして我々は、本件でその問題に達する必要はない。なぜなら、事実上の損害があると仮定したところで、当該訴状が訴えの利益に関する第三のテスト、救済可能性を欠いているからである。

訴状は、①SteelがEPCRAに違反したという宣言的判決、②Steelの施設および記録を(Steelの費用負担で)定期的に検査する権限、③EPAに提出されるEPCRAに従ったすべての報告書のコピーをCBEに提供することをSteelに義務づける命令、④一一〇二条と一一〇三条の違反一件につき一日毎に二万五〇〇〇ドルの過料を支払うことをSteelに義務づける命令、⑤EPCRA三二六条f項によって認められているような、相当な弁護士報酬および専門家証人報酬を含む、本件の調査および訴追に関わるすべてのCBEの費用の付与、⑥裁判所が「適切である」とみなすようなさらなる救済、を求めている。求められた特定のな救済項目のいずれも、そして我々が一般的に求として想像することができるものいづれも、遅れた報告によってCBEに生じた損失を補填するのに役立たないし、あるいはその遅れた報告がCBEに与えたいかなる影響も取り除かない。

項目一については、Steelが報告書を提出することを履行しなかったか否か、またはそのような不履行が違反を構成するか否かについて全く争われていないので、宣言的判決はCBEにとって無価値であるのみならず、全世界に

とって無価値であるように思われる。

項目四は、過料がCBEに支払われえたらCBEに対する補償または救済の一種として見られるかもしれないが、これらの過料——EPCRAによって認められた唯一の損害賠償金——は合衆国財務省に支払われうる。それゆえ、それらを要求することにおいて、CBEは自己の損害の賠償——遅れた提出の結果としてCBEに生ぜしめられた費用の補償——ではなく、法の支配の擁護——EPCRAの忠実な執行における等質の (undifferentiated) 公共の利益——を求めているのである。これは十分でない。ステイーブンス裁判官は、CBEがSeedの違反について罰せられるのを見ることよって満足するであろうということと、そしてその処罰が将来の侵害のリスクを軽減するであろうということとで十分であると考えている。明らかに、そのような原理は救済可能性の要件を消してしまうものである。すべての原告は、訴訟提起のみよって、勝訴判決が自らを幸福にするだろうという自己の確信を表わす。しかし、訴えを提起する者は、合衆国財務省に対する不正が行われない、違反者がその当然の報いを受ける、または国の法律は忠実に実行されなければならない、という事実から多大な慰めと喜びを引き出すことが出来るかもしれないが、その精神的満足は認識しうる合衆国憲法第三編の損害を救済しないので、それは認められる救済ではない。受けた損害を回復しない救済は、それ自身の力で原告を連邦裁判所に達せしめることが出来ない。それは救済可能性の要件の中核をなす。

項目五は、市民全体に対してCBEを確かに利するものである。しかしながら、明らかに、原告は訴訟を提起する費用のために訴訟を提起することによって実体的争点を訴訟する当事者適格を得ることができない。訴訟は、訴訟自身の副産物である費用の補填に加えてなにか他の利益を原告に与えなければならぬ。CBEは、CBEの求める調査費がSeedが提出すべきであった排出・貯蔵情報を捜し出す時に訴訟に先立って生じたということ、そしてCBE

がそれ自身の目的のために必要としたということ、を主張する。訴訟に関係のないそのような費用の回収は、確かに合衆国憲法第三編の訴えの利益を支えるものであるが、問題は、三二六条f項が「訴訟費用」のみをカバーするということである。CBEは自身がジレンマに陥っていると知っている。なぜなら、制定法の下で回収しうる費用は訴訟費用でなければならないが、訴訟費用の回収は、そのみでは訴えの利益を支えることができないからである。

項目二と三は、事実上、差止命令による救済である。それは、いかなる過去の誤りも救済しうるとは考えられず、Steelが将来EPCRAに違反することを抑止する狙いがある。後者の目的は、発生するおそれのある損害が訴状の主旨のうちの一つである場合に、もちろん合衆国憲法第三編の目的に関して「救済的」でありうる。もしCBEが継続する違反または将来の違反の急迫性を主張していたら、求められた差止命令による救済はその損害と言われているものを救済したであろう。しかし、ここにそのような主張はない——そして当該事件の事実に関して、その根拠は無いように思われる。抑止におけるCBEの一般的利益を除いては、求められた差止命令による救済を支えるものはないもなく、そのことは合衆国憲法第三編の目的に達するのに不十分である。

第五項 市民訴訟の意義

(一) 地球の友対 Laidlaw Environmental Services 事件連邦最高裁判決⁽⁸⁷⁾

Steel 事件連邦最高裁判決は、EPCRAに基づく市民訴訟だけでなく、他の環境法に基づく市民訴訟にまで影響を与えた。Steel 事件連邦最高裁判決から約三ヵ月後の一九九八年七月、地球の友対 Laidlaw Environmental Services (TOC), Inc. 事件において、第四巡回区連邦控訴裁は、水質汚濁防止法に違反したLaidlaw に対して過料を賦課するよう求めた環境保護団体「地球の友」の請求を認めた連邦地裁判決を破棄した⁽⁸⁸⁾。同事件において、Laidlaw の犯した違反が「全く過去」であるのは、訴訟提起までの待機期間の終了日に、州の監督局との間で和解が成立していたから

である。破棄の理由について、Wilkins 裁判官は、Steel 事件連邦最高裁判決の法廷意見を適用した結果、原告が現在得ることのできる唯一の救済手段——政府に支払われうる過料——は地球の友が受けたいかなる損害も救済しないので、本件が争訟性を喪失している (moot) からである、と述べた。しかしこの後、連邦最高裁は地球の友からのサーシオレイライを受理し、⁽⁹⁰⁾ 上告審において、控訴裁判決を破棄差戻した。⁽⁹¹⁾ 地球の友が訴えの利益を有するか否か判断する際、ギンズバーグ裁判官による法廷意見は、同団体が、Laidlaw による継続する違反を主張していることを理由に、Laidlaw 事件を Steel 事件と区別した上で、以下のように続けた。

訴訟の時に継続している違法行為に帰すべき被害を受けているか将来の被害のおそれが差し迫っているかしている原告のために、効果的に当該行為を止めてその再発を防ぐサンクションは、一定の救済を与える。過料はその説明に適合しうる。過料は、被告に現在の違反を停止させるよう促し、将来被告が違反を犯すことを抑止する程度まで、継続する違法行為の結果として被害を受けた、またはそれをおそれる原告市民に救済を与えるのである。

本件において、我々は、過料が救済可能性を支持するため十分な抑止を与えるという原則の上限を探索する必要はない。この点で、地球の友により求められた過料は、その過料が現在の違反を停止して将来の違反を防止することによって地球の友の被害を救済しそうな (likely)、単なる思惑 (merely speculative) とは異なる、抑止効果を伴っていたのだ。

Steel 事件連邦最高裁判決は、市民訴訟を行う者は訴訟の時までに解消した違反に対する過料を求める訴えの利益を欠くことを確立した。とりわけ Steel 事件では、継続しているか差し迫っているかしている違反について何らの主張もなかったし、そのような主張のための根拠が全く存在するようには見えない。端的にいえば、Steel 事件判決は、私人の原告は連邦政府 (が原告である場合) とは異なって全く過去の違反に対する制裁を課するために訴えては

ならない、と判示したが、同判決は、訴状を提出する時点で継続し、かつ抑止されなかったら将来にも続く可能性のある違反に対して制裁を求める訴えの利益の問題には及ばなかった。

(二) EPCRA市民訴訟条項への提案

Steel事件はLaidlaw事件とは区別されたため、Steel事件における連邦最高裁判決は今なお拘束力を有し、EPCRAの下では全く過去の違反に対する市民訴訟は認められないわけであるが、EPCRAの報告義務に違反している施設が、市民から訴訟を提起する意図があるという通知を受けた後、六十日間の待機期間内に報告を完成させて関係機関に提出する道ではなく、あえて違反を継続し、敗訴して過料を課される道を選ぶことは想像し難い。Steel事件においても、Steelは一九八八年から九五五年まで怠っていた七年間分の報告を待機期間内に行っている。現在だけではなく、過去のEPCRA違反に対する市民訴訟を認めなければ、市民訴訟条項は有効な強制手段とはなりえないであろう。

この点につき、Jim Hecker 弁護士は、過去のEPCRA違反に対する市民訴訟を可能にするために、EPCRAの市民訴訟条項を修正することが必要であるとして、三つの提案を行っている。⁽⁹³⁾

第一に、「市民が過去の違反に対する過料を求めることができなかつたなら、EPCRAの市民訴訟および過料の抑止効果は骨抜きにされる。結果として、市民は増大する汚染のリスクに曝される」として、違反施設から徴収した過料の一部を市民に付与することを提案している。Steel事件における連邦最高裁の法廷意見は、過料がCBEに支払われたならCBEに対する補償または救済の一種として見られるかもしれない、と述べているからである。

第二は、市民に、現行EPCRAが認めている訴訟費用の回収だけでなく、訴訟提起前に生じた調査費用も回収させることを提案している。Steel事件における連邦最高裁法廷意見も、「そのような費用の回収は確かに合衆国憲法第

三編の訴えの利益を支えるものである」と認めている。⁽⁹⁶⁾

第三は、被告施設の近隣地域における環境的に有益な計画に過料の一部を提供する権限を裁判所に与えることを提案している。すでに大気浄化法については、一九九〇年の改正時に十万ドルを上限とする同趣旨の条項が取り入れられている。⁽⁹⁷⁾

(三) 市民訴訟の必要性

EPCRA違反に対する市民訴訟で判決を下されるに至った事件の総数は、一九九六年の時点で約二十件にすぎない。⁽⁹⁸⁾しかし、これが、EPCRA違反の件数の少なさを意味しているわけではない。連邦会計監査院 (General Accounting Office) は、一九九一年の報告書の中で、EPCRAの報告対象となる施設のうち、三十パーセント以上が実際には報告を行っていないと推測している。EPA自身も、フォームRの提出対象となる施設のうち、約三十パーセントが実際には報告を行っていないと推測している。⁽⁹⁹⁾

一九九七年、EPAの地方事務所はフォームR提出不履行に関して四七三か所を、その他のEPCRA違反に関して四三八か所を調査した。同年中に訴訟提起に至ったのは二九三件、和解で解決したのは三六六件であった。和解した三六六件からは、一件平均一万四千ドル、総額五一〇万ドルの過料を徴収している。このようなEPAによる強制措置は評価に値しようが、EPAのみでEPCRA違反を発見し、改めさせるには決して十分とはいえない。

EPCRAを円滑に運用し、EPAの負担を軽減するために、EPCRAの市民訴訟は、実際の件数以上の環境的利益をもたらしてきた。EPCRAの市民訴訟の原告となっているのは、ニューヨーク州に本部を置く Atlantic States Legal Foundation (ASLF) やイリノイ州等に事務所を構える Citizens for a Better Environment (CBE) など、主に地域で活動している小規模の環境保護団体である。

ASLFFは、TRI報告を怠った Wisconsin 州のある製造業者に対する市民訴訟において、①同企業が汚染管理設備を導入し、さまざまな汚染削減案を調査し、有毒物質の利用削減・汚染防止・廃棄物の最少化の研究することに関して五万ドルの債務を負うこと、②同企業が当該計画を遂行しなかった場合には、連邦政府に同債務を支払うこと、③同企業は、二つの Wisconsin 州の環境保護団体、郡の L E P C、連邦政府にも支払いを行うこと、を条件に和解している。また、同団体は、ニューヨーク州のある企業に対する E P C R A の市民訴訟において、同企業と十萬ドルで和解しているが、その和解金のうち、①一万三〇〇〇ドルが連邦政府に、②三万ドルが郡の L E P C に、③一万五〇〇〇ドルが州の緊急管理事務所に、④五万ドルが合衆国とカナダが合同で行う五大湖に関する水質プログラムに、⑤一万ドルが地区の消防署に支払われた。¹⁰⁰⁾

一方、C B E は、自己が原告となった E P C R A の市民訴訟から、以下の六点の環境的利益を上げたと発表している。¹⁰¹⁾ ①十企業が包括的汚染防止計画を策定し、実施している。②八企業が有毒化学物質の使用を減らすことを目的として設備または工程を変更するために投資することに同意した。③五万ドル以上が、シエラ・クラブなどの環境保護団体が行う汚染防止計画のために寄付された。④八万ドル以上が、緊急対処計画のために、イリノイほか二州の州および地方自治体の行政機関に寄付された。⑤二万三〇〇〇ドルが、E P C R A 情報に関する請求に対処するイリノイ州環境保護庁の能力を向上するため、および同庁の汚染防止中間計画の基金の一部とするために寄付された。⑥五〇〇〇ドルが汚染防止トレーニングのため、ミネソタ州印刷業界 (Printing Industries of Minnesota) に寄付された。

第二節 有毒化学物質情報の普及

現在、TRIとその関連情報は、さまざまな形態で公開されている。市民は、C D - R O M (TRI CD-ROM) や

データセット (TRI State Data File)」、または Public Data Release Reports 等の文書から、自らあるいは TRI ユーザーサポートサービスや EPCRA ホットライン、連邦保管図書館の司書の力を借りて TRI 情報を得ることができ、それら以上にオンライン・サービスが活用されている。EPA の TRI ホームページ⁽¹⁰⁾では、国立医学図書館が管理している TRI データベース「TOXNET」⁽¹⁰⁾に、リンクできる他、TRI の説明や、TRI の利用方法、有毒物質の健康への影響等を知ることができたり、前記の TRI 関連資料等入手することができたりする。

第一項 RTK NET

TOXNET を利用するには登録が必要であり、1 時間あたり十八から二十ドルの利用料がかかる。そこで、非営利団体の OMB ウォッチとユニソン・インステイテュートが共同で、市民がコミュニティおよび政府の意思決定に与えられるようにすることを目的として、RTK NET⁽¹⁰⁾の運用を行っている。RTK NET では、TRI を含めた環境やハウジングに関するデータベースを無料・登録なしで閲覧できる他、関連する資料やニューズレターをダウンロードすることができる。また、データにアクセスして情報を利用するためのサポートやトレーニングも提供している。

第二項 化学物質点数表

一九九八年四月十五日から、非営利団体の環境保護基金は、インターネット上で「化学物質点数表」(The Chemical Scorecard)⁽¹⁰⁾の運用を開始した。無料・登録なしで利用できる化学物質点数表は、生データの TRI を使いやすく加工している。

例えば、利用者が身近な情報を得るためには、自分の住所の郵便番号を入力しさえすればよい。利用者は、自分の居住するコミュニティ内で、どのような施設がどの有毒化学物質をどれだけ放出しているか、それは年毎にどのよう

に変化しているのかを知ることができる。そして、そのような施設が、自分の家や職場、子どもが通う学校にどれだけ近接しているかを地図でみるができる。コミュニティ内で放出量の多い順に施設を列挙することも可能であり、それらの施設に対して意見や苦情を伝えたい市民は、直接にファックスを無料で送信できる。さらに、利用者は、国内・州内汚染度評価で、自分の居住するコミュニティが他のコミュニティと比べてどの程度の汚染されているのかを知ることができる。汚染度評価は、各州・各郡・各郵便番号に該当する地域や施設を順位付けすることが可能である。

また、化学物質の名称または通称を入力すれば、その物質が健康に与える影響がテストされているか否か、テスト済みの場合にはその有害性もしくは疑われる有害性、連邦法の規制対象に指定されているか、どの産業がいかなる目的でもっとも多く使用しているかを知ることができる。

第三項 課題

(一) TRIに内在する問題

TRIには、六つの問題がある。

第一に、データの時間的隔たりである。二〇〇〇年九月の時点で市民が目にすることができるのは、一九九八年のTRIデータである。

第二に、TRIの対象となっているのは約六四〇種類の化学物質および化学物質群であり、これは合衆国で製造されている七万五〇〇〇種類以上の化学物質のうちのわずか一パーセントに過ぎない。換言すれば、人間の健康もしくは環境に悪影響のある、またはそのように疑われている全ての化学物質が対象とされているわけではないのである。顕著な例として、毒性の高さで知られるダイオキシン⁽¹⁶⁾はTRIに含まれていない。

第三に、T R I の報告を義務づけられた施設の中には、いわゆる小企業は含まれないことに加えて、産業基準分類上該当する産業以外にも、汚染源となりうる対象は数多くあるということである。例えば、合衆国は車社会にもかかわらず、自動車からの排気についてはT R I の報告の対象とならない。他にも、ドライクリーニング業、汚水処理工場、病院、空港、農場での農薬散布、スーパーファンド事業の対象となっているサイトやブラウンフィールド・サイトからの放出も、T R I の対象外である。一九九五年度のT R I で報告された有毒化学物質の総量は五七億四〇〇万ポンドであったが、これは、合衆国において一年間に製造される化学物質の総量約六兆ポンドに比すれば一〇〇〇分の一にすぎない。また、一九九八年度からT R I の報告を義務づけられた産業についても、第一の限界の時間的隔たりにより、市民は、二〇〇〇年までその有毒化学物質情報を目にすることは出来なかった。

第四に、T R I は、対象施設に対して、有毒化学物質の使用方法も量も、また製品中の有毒化学物質残留量も、報告することを義務づけていない⁽¹⁰⁾。

第五に、T R I からは、対象施設の従業員や対象施設が所在する地域の住民、あるいは有毒化学物質を利用して作られた製品を使用する人々が、健康上いかなる影響を受けているかを知りえない。

第六に、T R I の精度である。T R I は、報告義務を有する施設の自己申告に基づいている。対象施設は、多くの場合、有毒化学物質の放出量を実際に計量するよりも推定している。前者の方法よりも後者の方法の方が一般に安価だからである。

(二) 情報格差

インターネット上で有毒化学物質情報やその関連データが公開されることにより、電話回線とコンピュータさえあれば、世界中どこからでもアクセスしてそれらを見ることが出来る。一方で、合衆国内に居住していても、英語を

話さない者や経済的事情などからコンピューターにアクセスすることが困難な者、操作に不慣れな者は、これらの情報から隔絶されやすく、情報社会におけるマイノリティーとなりうる。

むすび

EPCRAは、他の連邦環境保護法のように対象物質の放出を規制したり使用を制限したりしているわけではなく、単に四つの報告義務について規定した法律にすぎない。しかし、一九八八年度から一九九六年度までの九年間に、「主要」⁽¹⁰⁸⁾化学物質の対象施設内・外における放出量は、合衆国全体で約三三億五〇〇〇万ポンドから約一八億二〇〇万ポンド、すなわち約一五億三〇〇〇万ポンド、四五・六パーセントも減少した。もともとも減少量が大きかったのは大気への放出であり、約一一億ポンド(四九・八パーセント)減少した。そしてもともとも減少率が高かったのは地表水への排出であり、七二・六パーセント(約一億一九四〇万ポンド)減少した。⁽¹⁰⁹⁾このような顕著な汚染削減効果が得られた大きな理由は、TRIにより、対象産業と個別施設が市民の厳しい目にさらされたからである。企業は、「有毒化学物質放出量ワースト十企業」といった順位表に名前を挙げられないまでも、前年度よりも放出量が増大しているとすれば、市民に対して「環境に配慮していない」企業であるという不名誉な印象を与えることとなり、後々の事業展開にも影響を受けることになる。反対に、有毒化学物質の放出量を削減させた場合には、環境保護に努力している企業であるとして、イメージアップにもつながり、地域住民との良好な関係を築く布石になる。⁽¹¹⁰⁾

日本においては、冒頭で記したように、平成一一年に成立した化学物質管理促進法のもと、PRTTR制度が導入される運びとなった。実際に排出量等の届出が開始されるのは平成一四年度からの予定になっている。同法がEPCRAと大きく異なるのは、①個別事業所データについては請求開示方式であり、⁽¹¹¹⁾かつ手数料を徴収すること、⁽¹¹²⁾②営業秘

密が原則非公開とされていること、③同法で義務付けられた届出をしなかった、あるいは虚偽の届出をした者に対しての過料の上限が、わずか二十万円であるということである。⁽¹³⁾とりわけ、①は、「化学物質点数数表」のような市民に利用しやすいデータベースづくりを日本で構築する場合には、高い障壁となるであろう。そもそも、化学物質管理促進法制定の契機となったのはOECDによる勧告であるが、同勧告がPRTTR制度の根拠としているアジェンダ二一の第九章は、各国政府に対し、産業界および公衆と協力して、排出目録を含む化学物質に関するデータベースを提供・改善するよう求めるものである。⁽¹⁴⁾この趣旨に照らすと、化学物質管理促進法は、産業界との協力により重きを置き、公衆と協力するという点を軽んじているように筆者には感じられてならない。化学物質管理促進法は、施行から七年を経過した後に、施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずることになっている。その時には、OECD勧告の趣旨に沿って、行政・企業・市民の三者がそろって環境的利益を享受できるよう、議論が展開されることを望みたい。

(1) 平成二一年法律第八六号。

(2) 42 U.S.C. §§11001-11050。一九九六年四月、債権取立改良法 (Debt Collection Improvement Act of 1996, Pub. L. No. 104-134, 110 Stat. 1321) に「より、一九九七年一月三十一日以降のEADCR A違反の過料の上限が〇パーセント増額された。 See Civil Monetary Penalty Inflation Adjustment Rule, 40 C.F.R. Part 19 & 27.

(3) 同法に関する主な日本語文献には、東京海上火災保険株式会社編「環境リスクと環境法(米國編)」(有斐閣、一九九二年)、由喜門真治「有害化学物質に係わる情報収集と情報公開——アメリカにおけるEPCRAについて——」(札幌学院法学二二卷一頁(一九九五年九月)、織朱實「米國における有害化学物質の排出に関する情報の公開——住民の知る権利法の内容と機能——」(環境法研究二二号二三五頁(一九九五年二月)、同「米國の有害化学物質に関する情報公開制度——地域住民の知る権利法——」(いんだすと二二卷九号二五頁(一九九六年)、寺田瑛子「環境汚染の抑止と情報公開の効用——米國「地域住民の知る権利法」とわが国PRTTR制度導入論議について——」(環境と公害二七巻四号五三頁(一九九八年四月)等がある。

- (4) Superfund Amendment and Reauthorization Act of 1986, Pub. L. No. 99-499, 100 Stat. 1613 (1986).
- (5) スーパーファンド法とは「包括的環境対処補償責任法」(Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act of 1980)の通称である。同法については、拙稿「アメリカ合衆国における土壤汚染問題への取組み——スーパーファンド法とオルタナティブな手法——」早稲田法学会誌四八巻一頁(一九九八年)を参照されし。
- (6) AL Laboratories, Inc. 対連邦環境保護庁事件において、コロンビア特別区連邦控訴裁は、EPCRAの立法時の下院本議会報告書を引用し、同法の別個性を列挙しつゝ、See A.L. Laboratories, Inc. v. E.P.A., 823 F.2d 1123 (D.C. Cir. 1987). See also H.R. Rep. No. 962, 99th Cong., 2d Sess. 281 (1986), reprinted in 1986 U.S.C.A.N. 3276, 3374.
- (7) ホパール事件や他の有害物質放出事故については、David Weir, THE BHOPAL SYNDROME (1987), LEARNING FROM DISASTER. RISK MANAGEMENT AFTER BHOPAL (Sheila Jasanoff ed., 1994)等を参考した。
- (8) 州および地方自治体レベルでは、すでに一九七〇年代終わりから、有害物質情報について知る権利を確立しようという動きがあった。一九八五年までは、一九州が何らかの形の知る権利法を制定しており、うち二五州が労働者の知る権利を、一八州が地域住民の知る権利を確立しつゝ、See Robert Gottlieb, Maureen Smith, Julie Roque & Pamela Yates, *New Approaches to Toxics: Production Design, Rights-to-Know, and Definition Debates, in REDUCING TOXICS: A NEW APPROACH TO POLICY AND INDUSTRIAL DECISION MAKING* 124, 133 (Robert Gottlieb ed., 1995). EPCRAの意図や立法経緯については、Susan G. Hadden, A CITIZEN'S RIGHT TO KNOW: RISK COMMUNICATION AND PUBLIC POLICY (1989)等を参考した。
- (9) S. 51, 99th Cong., 1st Sess. (1985)
- (10) S. AMDR. 638, 99th Cong., 1st Sess. (1985).
- (11) H.R. 2005, 99th Cong., 1st Sess. (1985)
- (12) H.R. 2817, 99th Cong., 1st Sess. (1985)
- (13) 企業秘密に関する例外措置がある。
- (14) 42 U.S.C. §11001. 両委員会の設置期限は一九八七年四月一七日であった。
- (15) 42 U.S.C. §11003. 計画の策定期限は、一九八八年一〇月一七日であった。
- (16) 42 U.S.C. §11001(c). 必要とされる構成員数の解釈は各EPCRAと異なっており、下は五人、上は六〇人以上と大差がある。
- (17) 三大〇種類あり。See 40 C.F.R. Part 355, Appendix A (1998)
- (18) 42 U.S.C. §11002(a), (b) また、大統領令一一八五六発効により、それまでEPCRAの対象外とされていた連邦の行政機関および施設も同法の対象となったが、国家の安全保障に関わる施設は大統領の要請によつてなお対象外とすることがある。See Federal Compliance With Right-to-Know Laws and Pollution Prevention Requirements, 48 C.F.R. Part 23.10 (1998)

- (19) 42 U.S.C. §11002(c).
- (20) 42 U.S.C. §11003(e)
- (21) 42 U.S.C. §11003(e).
- (22) 29 U.S.C. §§651-678.
- (23) 有害性伝達基準 (Hazard Communication Standard) によって物理的に危険、あるいは健康に対する有害性を有する化学物質をいい、約五万種類あり。 See 29 C.F.R. Part 1919.1200 (1998)
- (24) See 40 C.F.R. Part 302.4 (1998).
- (25) 42 U.S.C. §11004(b), ハズ報告に関しは、企業秘密は適用されなく。 See 42 U.S.C. §11042.
- (26) *Ibid.*
- (27) 42 U.S.C. §11004(e)
- (28) 42 U.S.C. §11021(a), 初回の提出期限は一九八七年一月十七日、また OSHA による MSDS 提出期日から三ヶ月後である。
- (29) 42 U.S.C. §11022(a)(1).
- (30) 42 U.S.C. §11022(d)(1), 第一段階書式の初回の提出期限は一九八八年三月一日であった。 42 U.S.C. §11021(a)(2).
- (31) 42 U.S.C. §11022(d)(2).
- (32) 42 U.S.C. §11022(e).
- (33) 42 U.S.C. §11023 これに該当するのは、食品、タバコ、繊維製品、アパレル製品、木材、家具、製紙、印刷物、化学薬品、石油・石炭関連製品、ゴム・プラスチック製品、皮革製品、石材、金属、金属加工品、機械、電器製品、車両、などを製造する業種である。
- (34) すでに同様の制度を有していたニュージャージー州の環境有害物質リスト (Environmental Hazardous Substance List) とメリーランド州の化学物質目録報告リスト (Chemical Inventory Report List) を組み合わせたもので、当初は二〇八化学物質と二〇化学物質群だったが、改訂され、二〇〇〇年九月時点では、六四一化学物質および物質群を対象としている。
- (35) 但し、一九八七年度は七万五〇〇ポンド、一九八八年度は五万ポンドとされた。 42 U.S.C. §11023(f)
- (36) 前注18参照。
- (37) 新たに含まれることとなったのは、金属採掘業、石炭採掘業、石炭火力、石油火力発電所、資源保全回復法第三編に該当する廃棄物処理業・埋立て業、化学製品等の卸売業者、石油積荷プラント・ターミナル、溶剤回収サービス業である。
- (38) See Addition of Facilities in Certain Industry Sectors, Revised Interpretation of Otherwise Use, Toxic Release Inventory Reporting, Community Right-to-Know, 40 C.F.R. Part 372 (1998)
- (39) 42 U.S.C. §§13101-13109.

有毒化学物質情報の公開制度における市民の役割 (大坂恵里)

- (40) See 40 C.F.R. Part 372.27 (1998).
- (41) 42 U.S.C. §11023(f).
- (42) 42 U.S.C. §11045(a).
- (43) 42 U.S.C. §11046(a)(A)(i).
- (44) 42 U.S.C. §11046(a)(2)(B).
- (45) 42 U.S.C. §11045(b)(1).
- (46) 42 U.S.C. §11045(b)(2).
- (47) 42 U.S.C. §811045(b)(1)(A), 11045(b)(3).
- (48) 42 U.S.C. §11045(b)(4).
- (49) 42 U.S.C. §11046(1)(A)(i).
- (50) 42 U.S.C. §11045(c)(1).
- (51) 42 U.S.C. §11045(c)(2).
- (52) 42 U.S.C. §11045(c)(3).
- (53) 42 U.S.C. §11045(c)(4).
- (54) 42 U.S.C. §11045(e).
- (55) 42 U.S.C. §11046(a)(2).
- (56) 42 U.S.C. §11046(a)(1).
- (57) 42 U.S.C. §11046(b).
- (58) 42 U.S.C. §11042.
- (59) 42 U.S.C. §11045(d)(1).
- (60) *Ibid.*
- (61) 42 U.S.C. §11045(d).
- (62) 42 U.S.C. §11046(a)(2)(C).
- (63) 42 U.S.C. §811046(a)(1)(B)(v), 11046(a)(1)(B)(vi).
- (64) 毒1 82子4 7 神農藥業法 (Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act) 7 U.S.C. §135 et seq
- (65) 42 U.S.C. §11046(b).
- (66) 42 U.S.C. §11046(d).

- (67) 42 U.S.C. §11046(e).
- (68) 42 U.S.C. §11046(c).
- (69) 42 U.S.C. §11046(f).
- (70) *Gwaltney v. Chesapeake Bay Foundation*, 484 U.S. 49 (1987)
- (71) 611 F. Supp. 1542 (E.D. Va. 1985).
- (72) 791 F.2d 304 (4th Cir. 1986).
- (73) 484 U.S. 49 (1987).
- (74) CWA §505 Citizen suits
- (a) Authorization; jurisdiction
- Except as provided in subsection (b) of this section and section 1319(g)(6) of this title, any citizen may commence a civil action on his own behalf —
- (1) against any person (including (i) the United States, and (ii) any other governmental instrumentality or agency to the extent permitted by the eleventh amendment to the Constitution) who is alleged to be in violation of (A) an effluent standard or limitation under this chapter or (B) an order issued by the Administrator or a State with respect to such a standard or limitation ...
- (75) See 42 U.S.C. §7604(a).
- (76) Atlantic States Legal Foundation, Inc. v. Whiting Roll-up Door Manufacturing Corp., 772 F. Supp. 745 (W.D.N.Y. 1991). 本邦邦の憲法に
Matthew J. Smith, "Thou Shalt Not Violate": *Emergency Planning and Community Right-to-Know Act Authorizes Citizen Suits for Wholly Past*
Violations—Atlantic States Legal Foundation, Inc. v. Whiting Roll-Up Door Manufacturing Corp., 10 PACE ENVTL. L. REV. 1051 (1993) 等々。
- (77) See *Williams v. Leybold Technologies, Inc.*, 784 F. Supp. 765 (N.D. Cal. 1992); *Delaware Valley Toxics Coalition v. Kurz-Hastings, Inc.*, 813 F. Supp. 1132 (E.D. Pa. 1993); *Atlantic States Legal Foundation, Inc. v. Buffalo Envelope Co.*, 823 F. Supp. 1065 (W.D.N.Y. 1993).
- (78) Atlantic States Legal Foundation, Inc. v. United Musical Instruments U.S.A., Inc., 61 F.3d 473 (9th Cir. 1995). 本邦邦の憲法に
訴訟したるに、Adam Biegel, *Back to the Future: The Case for Allowing Citizens to Sue for Past Violations of the Emergency Planning and*
Community Right-to-Know Act, 1997 U. CHI. LEGAL F. 395 (1997); *Katarina K. Boer, United Musical Instruments v. The Steel Company: The Conflict Over*
the Society of Our Communities and the Emergency Planning and Community Right-to-Know Act, 91 NW. U. L. REV. 1599 (1997); *Jeffrey A. Keithline,*
Emergency Planning and Community Right-to-Know Citizen Suits: Should the Supreme Court Extend Gwaltney?, 54 WASH. & LEE L. REV. 1183 (1997);
Denise Marie Lohmann, The Uncertain Future of Citizen Suits Under EPCRA: Can Citizens Sue for Past Violations of the Statute's Reporting
Requirements?, 30 LOY. L.A. L. REV. 1709 (1997) 等々。

- (67) Citizens for a Better Environment v. Steel Co., 90 F.3d 1237 (7th Cir. 1996).
- (68) 137 L. Ed. 2d 214 (1997).
- (69) See *Dont Waste Arizona, Inc. v. McLane Foods Inc.*, 950 F. Supp. 972 (D. Ariz. 1996); *Idaho Sporting Congress v. Computrol, Inc.*, 952 F. Supp. 690 (D. Idaho 1996); *Neighbors for a Toxic Free Community v. Vulcan Materials Co.*, 964 F. Supp. 1448 (D. Colo. 1997).
- (70) 140 L. Ed. 2d 210 (1998).
- (71) 指示に従い、第七巡回区連邦控訴裁は一九九六年に自らが下した判決を破棄した。See 151 F.3d 1032 (7th Cir. 1998).
- (72) ストナーブンス裁判官は、同意意見において、EPCRAの市民訴訟条項は、全く過去の違反に対して訴えるものを認めていないと判断した。この同意意見には、スターカー裁判官、キンスバーク裁判官が同調した。
- (73) レンキスト首席裁判官、オロナー裁判官、ケネディ裁判官、トーマス裁判官が同調、ブライヤー裁判官が本件の事実関係に関する部分と訴えの利益の判断に関する部分について同調した。
- (74) 140 L. Ed. 2d at 223-226.
- (75) *Friend of the Earth, Inc. v. Laidlaw Environmental Services (TOC), Inc.*, 145 L. Ed. 2d 610 (2000).
- (76) 956 F. Supp. 588 (D.S.C. 1997).
- (77) 149 F.3d 303 (4th Cir. 1998).
- (78) 525 U.S. 1176 (1999).
- (79) 145 L. Ed. 2d 610 (2000)。その後、第四巡回区連邦控訴裁は、連邦最高裁法廷意見に従い、意見を付さないサウスカロライナ地区連邦地裁の事件を差戻した。See 2000 U.S. App. Lexis 3705 (4th Cir. Mar. 10, 2000).
- (80) Trial Lawyers for Public Justice v. *See* 2000 U.S. App. Lexis 3705 (4th Cir. Mar. 10, 2000).
- (81) 裁判所の友 (amicus curiae) として連邦最高裁に意見を提出した。
- (82) Jim Hecker, *EPCRA Citizen Suits After Steel Co. v. Citizens for a Better Environment*, 28 *Envtl. L. Rep.* 10306 (June 1998).
- (83) Jim Hecker, *Citizen Standing to Sue for Past EPCRA Violations*, 27 *Envtl. L. Rep.* 10561, 10564 (Nov. 1997).
- (84) 42 U.S.C. §11046(f).
- (85) 140 L. Ed. 2d at 235.
- (86) 42 U.S.C. §7604(b)(2).
- (87) 90 F.3d at 1238.
- (88) 一九九〇年度、二万三〇〇〇以上の施設がTRI報告を行ったが、EPAの推測によれば、その数は報告対象施設の約六七％に過ぎなかった。See U.S. EPA, "Toxics in the Community: National and Local Perspective", 4 *EPA/560/4-90-017* (Washington D.C.: GPO, Sept. 1990).

- (103) Sidney M. Wolf, *Fear and Loathing About The Public Right-to-Know: The Surprising Success of The Emergency Planning and Community Right-to-Know Act*, 1996 J. LAND USE & ENVTL. L. n.357 (1996), available in <http://www.law.fsu.edu/journals/landuse/vol112/wolff.html>.
- (104) *Defending your right to know before the U.S. Supreme Court*, ENVIRONMENTAL REVIEW (Citizens for a Better Env't), Fall 1997, available in <http://www.cbenn.org/er9/fall.htm>.
- (105) URL is ' <http://www.epa.gov/oppnhtr/hri/>.
- (106) URL is ' <http://www.nlm.nih.gov/pubs/factsheets/trifs.html>.
- (107) URL is ' <http://www.rtk.net/> 他 'Telnet等によるインターネット検索'.
- (108) URL is ' <http://www.scorecard.org/>.
- (109) ダイオキシンの形態には七十五種類あり、それらのうち最も強い毒性を有するのは、2,3,7,8-tetrachlorodibenzo-p-dioxin (2,3,7,8-TCDD) である。ダイオキシンは、塩素や臭素を用いる製品の製造過程時の汚染物質として、また、塩素を含有する有機物を燃焼することによって発生する物質であり、それ自体には全く有用性がない。目下、EPAは、TRIの対象物質にダイオキシンおよびその化合物を加える提案を行っている。
- (110) ニュージャージー州およびマサチューセッツ州では、州法により、化学物質の使用に関する情報も公開されている。TRIにも同様の改正を求める声は高い。
- (111) 一九八八年から一九九六年までの九年間継続してTRI報告対象物質となってきた有毒化学物質を指す。See U.S. EPA, "1996 Toxic Release Inventory: Public Data Release—Ten Years of Right-to-Know", 88, EPA/745/R-98-005 (Washington D.C.: GPO, May 1998).
- (112) *Id.* at 94.
- (113) 全米有毒物質追放キャンペーン (National Toxics Campaign) が推奨している「良き隣人協定」(good neighbor agreement) や Citizens for a Better Environment が企画している「良き隣人計画」(good neighbor project) は、企業と地域住民が協力して環境汚染や有害物質の使用を減らすことにする試みである。Wolf, *supra* note 100, at n.406.
- (114) 化学物質管理促進法第十条。
- (115) 同法第一条。
- (116) 同法第六条。
- (117) 同法第一四条。
- (118) See e.g. Joke Waller-Hunter, Director, Environment Directorate, OECD, PRTRs as a Tool for Achieving Sustainable Development, Opening Address at OECD International Conference on Pollutant Release and Transfer Registers (PRTRs) (Sept. 9, 1998), OECD Chemicals Programme, More about Pollutant Release and Transfer Registers, available in <http://www.oecd.org/ehs/prtr/moreprtr.htm>, OECD, PRTTR Workshop for the

America's San Juan del Rio, Mexico, Pollutant Release and Transfer Registers (PRTRs): A Tool for Environmental Management and Sustainable Development (July 29-31, 1997)